

(様式第2号)

団体概要書

団体の名称	一般社団法人 奈良県病院協会
団体所在地	奈良県橿原市大久保町 454-10
活動の開始年月	平成 25 年 4 月
法人格	・ <input checked="" type="checkbox"/> あり ・ 申請中 ・ なし (該当するものに○印をつけてください)
認証・許可年月日	平成 25 年 3 月 19 日 所轄： 奈良県
活動分野 (主なものを3つ程度までに○をつけて下さい)	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 保健・医療 <input type="checkbox"/> 2. 福祉 <input type="checkbox"/> 3. 社会教育 <input type="checkbox"/> 4. まちづくり <input type="checkbox"/> 5. 観光の振興 <input type="checkbox"/> 6. 農山漁村の振興 <input type="checkbox"/> 7. 中山間地域の振興 <input type="checkbox"/> 8. 学術 <input type="checkbox"/> 9. 文化・芸術 <input type="checkbox"/> 10. スポーツ <input type="checkbox"/> 11. 環境の保全 <input type="checkbox"/> 12. 動物愛護 <input checked="" type="checkbox"/> 13. 災害救援 <input type="checkbox"/> 14. 地域安全活動 <input type="checkbox"/> 15. 人権・平和 <input type="checkbox"/> 16. 国際協力・交流 <input type="checkbox"/> 17. 男女共同参画 <input type="checkbox"/> 18. 子どもの健全育成 <input type="checkbox"/> 19. 子育て支援 <input type="checkbox"/> 20. 情報化社会の発展 <input type="checkbox"/> 21. 科学技術 <input type="checkbox"/> 22. 経済活動の活性化 <input type="checkbox"/> 23. 職業能力・雇用機会 <input type="checkbox"/> 24. 消費者の保護 <input type="checkbox"/> 25. 団体の連携・支援 <input type="checkbox"/> 26. その他 ( )
主な活動対象地域	奈良県内
現在の活動内容	(1)病院の管理運営の調査研究に関する事項 (2)地域医療活動等に関する事項 (3)診療報酬等医療制度の調査研究に関する事項 (4)医療従事者の教育及び研究に関する事項 (5)医師、看護師等病院職員の確保対策に関する事項 (6)看護師の養成及び教育に関する事項 (7)地域医療に係る広報及び情報の収集に関する事項 (8)行政機関その他関係諸団体との協力及び連携に関する事項 (9) 病院相互の協調及び連携に関する事項 (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事項 個人会員数 人： 団体会員 74 団体：専従職員 17人
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体との協働事業実績を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「面倒見のいい病院」について考えるシンポジウムを奈良県と共催</li> <li>▶ 地域医療構想実現に向けた研修会を奈良県と共催</li> <li>▶ 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修を奈良県と共催</li> <li>▶ 奈良県防災総合訓練への参画 (毎年)</li> <li>▶ 医師の働き方改革に関する調査を県と協働により実施</li> <li>▶ 分野別担当者研修会をテルモ株式会社と共催</li> </ul>
寄附者へのPR (寄附を活用して取り組みたい活動内容)	奈良県病院協会看護専門学校の学生(一年生)が、地域住民の健康と暮らしを支えるコミュニティナースに同行し、地域の環境や人々とのふれあいの中から、過疎地域の暮らしについて学ぶ実習を行っています。 奈良県防災総合訓練に、奈良県病院協会看護専門学校の学生(二年生)が土砂により埋没した家屋や車両からの救出訓練や孤立集落からの救出訓練において被災者役として参加しています。 いずれも、将来、これらの活動が医療従事者となった時に活かされると考えています。

(様式第3号)

令和5年6月1日現在

団体役員名簿

団体名：一般社団法人奈良県病院協会

役職名	氏名	住所
会長	青山 信房	[Redacted]
副会長	吉川 公彦	
〃	松本 昌美	
〃	山中 忠太郎	
〃	松本 宗明	
理事	下川 充	
〃	平林 秀裕	
〃	松山 武	
〃	久永 倫聖	
〃	三木 隆	
〃	塚口 勝彦	
〃	鉄村 信治	
〃	中島 祥介	
〃	仲川 喜之	
〃	藤村 昌史	
〃	野中 家久	
〃	三笠 桂一	
〃	村木 正人	
〃	榊田 義英	
〃	中井 謙之	
〃	中山 正一郎	
〃	平井 基陽	
〃	奥地 一夫	
監事	遠藤 清	
〃	土肥 直文	
名誉会長	今川 敦史	
顧問	榊 壽右	
〃	岡谷 鋼	
〃	齊藤 守重	
〃	上田 裕一	
〃	久富 充廣	
〃	高比 康臣	
〃	安東 範明	
参与	八木 正躬	

(注)この用紙に記載された情報を PDF 化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、住所欄にマスキング処理を施します。

(様式第4号)

令和5年11月24日

## 団体目的等についての誓約書

団体名 一般社団法人 奈良県病院協会  
 役職 会長  
 代表者名 青山 信房

当団体は、下記のすべての事項に該当することを誓約します。

### 記

1. 奈良県内で活動するNPO法人、市民活動・ボランティア団体、一般社団法人若しくは一般財団法人又は自治会、町内会、老人会、婦人会等の地縁組織であること。
2. 団体の運営について、県民が自主的・主体的に行っているものであること。
3. 宗教や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
4. 特定の公職者（候補者を含む）、または政党を推薦、支持、または、反対することを目的とした団体でないこと。
5. 暴力団でないこと、及び、暴力団若しくは暴力団関係者の統制の下にある団体でないこと。
6. 団体の全役員は、特定非営利活動促進法第20条各号に掲げる欠格事由に該当しないこと。

### （特定非営利活動促進法第20条）役員欠格事項

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

### ※特定非営利活動促進法施行規則

第二条の二 法第二十条第六号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

# 一般社団法人奈良県病院協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人奈良県病院協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県橿原市大久保町454番地の10に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、医療法による病院の使命達成のため各種の調査研究を行い、病院医療の充実及び発展を図り、もって地域医療の向上と県民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 病院の管理運営の調査研究に関する事項
- (2) 地域医療活動等に関する事項
- (3) 診療報酬等医療制度の調査研究に関する事項
- (4) 医療従事者の教育及び研究に関する事項
- (5) 医師、看護師等病院職員の確保対策に関する事項
- (6) 看護師の養成及び教育に関する事項
- (7) 地域医療に係る広報及び情報の収集に関する事項
- (8) 行政機関その他関係諸団体との協力及び連携に関する事項
- (9) 病院相互の協調及び連携に関する事項
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事項

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する奈良県内に所在する病院の医師である理事長又は院長であって、次条の規定によりこの法人の会員となったものをもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法

律第48号)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又はその所属する法人が解散したとき。

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

- 2 前項の定時総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該総会において、出席した会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定

数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名が、記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 18名以上23名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、4名を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、同項の副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係のある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長、顧問及び参与)

第26条 この法人に、次に掲げるところにより、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

(1) 名誉会長 若干名

(2) 顧問 若干名

(3) 参与 若干名

2 名誉会長、顧問及び参与は、この法人に関係のある有識者のうちから、理事会において任免する。なお、任期については、理事会で定めるものとする。

3 名誉会長、顧問及び参与は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

4 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。



## 第6章 理事会

### (構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

### (招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長が予め定める順番で副会長が理事会を招集する。

### (決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

### (事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号及び第3号から第5号までの書類については定時総会に提出し、同項第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、同項第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 委員会

(委員会)

第38条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が任免する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 事務局

### (設置等)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長その他の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

## 第11章 公告の方法

### (公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事（会長）は今川敦史、業務執行理事（副会長）は青山信房、久富充廣、橋本俊雄及び古家仁とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

### 附 則

- 1 この定款は、平成25年4月1日から施行する。
- 1 この定款は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この定款は、平成30年7月1日から施行する。
- 1 この定款は、令和元年7月1日から施行する。

# 令和4年度学校評価の概要

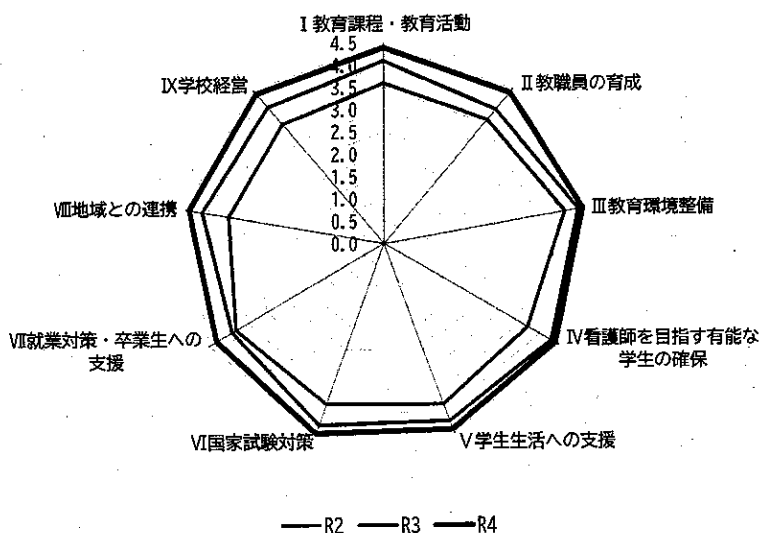


奈良県病院協会看護専門学校

令和4年度 学校評価結果

NARA HOSPITAL ASSOCIATION NURSING SCHOOL

評価項目	R2	R3	R4
I 教育課程・教育活動	3.6	4.1	4.4
II 教職員の育成	3.6	3.9	4.4
III 教育環境整備	4.1	4.4	4.5
IV 看護師を目指す有能な学生の確保	3.7	4.3	4.4
V 学生生活への支援	3.8	4.2	4.4
VI 国家試験対策	3.8	4.3	4.5
VII 就業対策・卒業生への支援	3.8	3.9	4.3
VIII 地域との連携	3.5	4.1	4.4
IX 学校経営	3.5	4.0	4.4



【評価尺度】 5：よい 4：ややよい 3：普通 2：やや不十分 1：不十分

## (評価の総括)

- ◆ 令和2年度に、学校関係者評価委員の意見を聴取したうえで策定した奈良県病院協会看護専門学校中期目標・中期計画（令和2年度から4年度）に基づき、教育課程の編成、教育環境の整備、学生募集活動、学生生活への支援、就業対策、地域との連携、学校経営に関する各種取り組みを進めてきた。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により各種取り組みに影響を受けたものの、入学定員40名を確保し、開校以来定員充足率100%を堅持するとともに、国家試験合格率は全国平均を上回る水準を維持することができた。
- ◆ 次期中期目標・中期計画は、これまでの成果を活かしつつ、より良い看護師を育成できるよう新たな取り組みを検討する。

項目	I 教育課程・教育活動	評価	4.4
----	-------------	----	-----

中期目標	評価の概要と今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>専門職業人として看護を実践できる能力を身に付けた人材育成</li> <li>時代の要請に合った、教育課程を編成する</li> <li>教育評価を実施し、教育成果の向上に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カリキュラム改正の趣旨に基づきカリキュラムを検討し、新たなディプロマポリシーを制定。令和4年度からその方針に基づく人材育成を行っている。</li> <li>新カリキュラムでは「解剖学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」及び「生理学Ⅰ・Ⅱ」と分割し、時間をかけて知識を定着させ育成。また、人間関係を形成するための基礎となる「看護におけるコミュニケーション」、「人間関係論」を科目立て。</li> <li>学内代替実習では全領域（7領域）でシミュレーターを活用したシミュレーション演習を継続し、意図的に患者を観察しその反応から引き続き思考力、判断力を養っている。</li> <li>専門領域（7領域）の科目の事例展開にもシミュレーション演習を継続。</li> <li>卒業時に基礎看護技術を修得レベルに到達させるために、学内演習と臨床実習に分類し明確にすることができた。</li> <li>ポートフォリオ・ルーブリック評価により、学生の到達度を客観的に評価することが可能となり、的確な指導が行え、学習サポートに活かされている。また、学生においてもこの評価を活用し、自己の行動を省察し、課題を見出し、主体的に取り組んでいる。</li> <li>全体の委員会をとおして異学年の交流や意見交換により各委員会活動の把握・共有ができた。</li> <li>教科外活動により学生相互の親睦をとおして豊かな感性と人間性が養われている。</li> <li>就職先病院の訪問で卒業生と面談し、卒業後の状況を把握し教育課程編成に活かしている。</li> <li>最終学年で実施した全国模試試験（7回）で全国正答率10%以下、校内正答率50%以下の問題を洗い出し、弱点科目の点検を行った。それにより新カリキュラムで科目毎の教育内容を点検し、知識を定着させるために「解剖学」「生理学」を「解剖学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「生理学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」に分割した。また、「基礎看護技術Ⅰ」の科目の中にあつた基本的な技術として「フィジカルアセスメント」を「ヘルスアセスメント」と1つの科目として設定した。「解剖学」「生理学」については、旧カリキュラムと比較して知識の定着の変化は見られない。新カリキュラムでは講師は複数で教授することになったため、今後も講師と学生のレディネス等の連携も密にとり、知識の定着に導きたい。地域包括支援センターなど地域の実習について、関係機関に連絡を行い情報を得た。多職種連携できるために関係職種の役割、連携する能力を養う、「暮らしを支える多職種連携」の科目を設定。</li> <li>学生による授業評価アンケートは、学内教員は100%、学外教員は70%の実施であった。今後も継続していくためには、業務負担軽減も必要であり、重要な観点に絞るなど実施方法の見直しを引き続き検討する。</li> <li>定期的な面談を行い、課題のある学生は三者面談を行い家庭と連携し現状を把握し、方向性を共に考える場を設定。</li> </ul>

教育理念等

教育理念	人間の生命・尊厳を尊重し、奈良県の地域医療に貢献できる看護の実践者を育成する
教育目的	専門的知識・技術を教授するとともに豊かな人間性を養い、看護実践者として他者と協働し人びとの健康と暮らしを支える看護専門職を育成する
教育目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生命を尊び人間の尊厳を尊重し倫理的判断に基づいて看護が実践できる</li> <li>2. 豊かな感性と人間性を養い、他者と良好な人間関係を築くことができる</li> <li>3. 看護の対象を身体的・精神的・社会的側面から捉え、地域で暮らし人として理解できる</li> <li>4. 科学的根拠に基づいた看護を実践するために必要な臨床判断能力を身につけることができる</li> <li>5. 専門的知識・技術を習得し、対象の健康状態やその変化に応じた看護が実践できる</li> <li>6. 社会における看護の役割を理解し、多職種と協働しながら暮らしを支える看護が創造できる</li> <li>7. 社会の動向に関心を持ち、自ら学び続ける力を身につけることができる</li> </ol>

卒業認定（専門士授与）の方針 ＜ディプロマポリシー＞	奈良県病院協会看護専門学校教育理念と目標を達成するために、専門的知識・技術及び豊かな感性と人間性を備え、地域の保健・医療・福祉の向上に寄与することができる学生に卒業を認定する。
教育課程の内容・実施の方針 ＜カリキュラムポリシー＞	奈良県病院協会看護専門学校教育理念と目標に基づき、看護実践に必要な教養・人間性・知識・コミュニケーション能力を獲得し、科学的判断に基づいた看護実践力の獲得と暮らしの場で看護を創造できるカリキュラムを編成する。基礎・専門基礎・専門科目を体系的に配置し、講義・演習・実習等を適切に組み合わせた授業を開講する。
入学者受け入れの方針 ＜アドミッションポリシー＞	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保健・医療・福祉の分野で活躍するために必要な知識と技術を主体的に学びたい人</li> <li>2. 国家公務員としての使命と倫理を尊重し、社会に貢献したいという思いを持つ人</li> <li>3. チームを築き合う気風と自己に必要な協働性を持つ人</li> <li>4. 他者に対する思いやりを持ち、人と人との関係を大切にできる人</li> <li>5. 信頼関係を構築するために必要なコミュニケーション能力を持つ人</li> <li>6. 向上心を持ち、自ら前に進み、考え、行動できる人</li> <li>7. 人々の健康を支えたいと、自己の生きがいを感じ、自己を管理できる人</li> </ol>


教育内容		授業科目
基礎分野 14単位	科学的思考の基礎	倫理的態度と看護、論理的思考と看護、情報と看護Ⅰ・Ⅱ
	人間と生活・社会の理解	発達心理学、人間関係論、看護におけるコミュニケーション、社会学、地域コミュニティ論、家族看護論、文化と生活、運動と健康、教育学、英語
専門基礎分野 21単位	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進	解剖学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、生理学Ⅰ・Ⅱ、生化学、栄養学・NST、病理学、微生物学、臨床薬理学、疾病論Ⅰ～Ⅵ
	健康支援と社会保障制度	現代医療論、公衆衛生学、看護を取り巻く法律、暮らしを支える社会保障制度と福祉、看護学概論、暮らしを支える多職種連携
専門分野 66単位	基礎看護学	看護倫理、看護過程・看護診断、看護研究、ヘルスアセスメント、基礎看護技術Ⅰ～Ⅶ
	地域・在宅看護論	地域の暮らしを支える看護、健康と暮らしを支える看護、暮らしの場で行われる看護Ⅰ～Ⅲ、療養生活を送る人と家族の看護
	成人看護学	成人看護学Ⅰ～Ⅵ
	老年看護学	老年看護学Ⅰ～Ⅳ
	小児看護学	小児看護学Ⅰ～Ⅳ
	母性看護学	母性看護学Ⅰ～Ⅳ
	精神看護学	精神看護学Ⅰ～Ⅳ
	看護の統合と実践	災害看護、看護管理、医療安全、統合演習
	臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ、地域・在宅看護論実習Ⅰ～Ⅲ、成人・老年看護学実習Ⅰ～Ⅲ、老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習、精神看護学実習、統合実習

令和4年度 学校評価の概要と今後の課題


項目	Ⅱ 教職員の育成	評価	4.4
----	----------	----	-----

中期目標	評価の概要と今後の課題
<p>学校全体としてFD活動（授業内容、方法を改善し、向上させるための組織的な取組）を実施し、教職員の資質・能力を向上させ、専門性を高める</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新任期の教員は、授業設計にそって学習指導案を作成し授業を行っている。</li> <li>授業参観・リフレクション、授業アンケート結果を通して、自己の課題を見出し授業改善に努めている。今後も継続し、授業の質向上に向けた取り組みを行う。また、専門領域の授業のつながりを踏まえ、自らの専門分野の授業について課題を見出せるよう取り組む。</li> <li>教員面接を3回/年実施。教員は「看護教員のラダー」を参考に、5月の面接は個人目標を設定し、年度の具体的な取り組みをあげている。面接者は10月、3月に教員と共に取り組み状況を評価し、新たな課題が見出せるよう関わった。</li> </ul>

項目	Ⅲ 教育環境整備	評価	4.5
----	----------	----	-----

中期目標	評価の概要と今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT教育を支える学習環境を整える</li> <li>教育目標達成に必要な学習環境を整える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全学年でオンライン授業を行うための校内有線LAN環境を整備。</li> <li>校内実習環境を充実させるシミュレーターの購入は、令和2年度に実施済み。</li> <li>令和4年3月にはICT教育に必要な校内無線LAN環境の整備を国の補助金を得て実施。</li> <li>令和4年度には、教員・学生用タブレットの追加購入。</li> <li>感染予防対策のための各種備品・物品は設置及び購入済み。必要に応じ追加。</li> <li>入学前に家庭内でのインターネット環境等の準備を学生に呼びかけ。</li> <li>各領域において必要な図書を定期的に購入。学生にも要望を提出してもらい、教務会議で検討のうえ購入。</li> <li>学生の事例研究（ケーススタディー）支援や教員の研究能力の育成を図るため、医療看護系文献検索システムサーブिसを令和4年3月に導入。</li> </ul>
	 <p>シミュレーター</p>

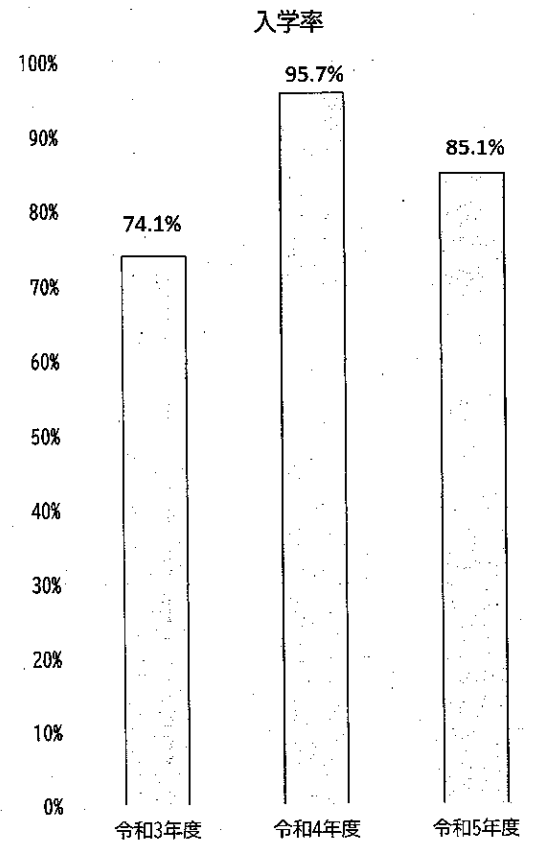
項目	Ⅳ 看護師を目指す有能な学生の確保	評価	4.4
----	-------------------	----	-----

中期目標	評価の概要と今後の課題																												
奈良県内の地域医療に貢献する有能な人材を確保する	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度入学試験においても、入学定員40名を確保し、開校以来定員充足率100%を継続。</li> <li>令和4年度の応募倍率（出願者/定員）は、1.5倍となり昨年度（1.9倍）と比べ減少。これは、大学の看護学部への推薦希望者が増加し（高校側への聞き取り）、本校の指定校推薦の受験生が減少したことによるもの。1月の一般受験生は増加したため、入学定員は確保することができた。</li> <li>令和4年度は、47高校を訪問、高校進学ガイダンス18回、模擬授業を8回実施。</li> <li>年度初めに学生募集の方針を説明し、年末の入学予定者へのテキストの配布、進学ガイダンス、模擬授業の実施など進路指導部とのつながりを継続し深めている。</li> <li>県内外の予備校9校と支援センターを訪問し、社会人・一般入試受験者の確保に努めた。</li> <li>コロナ禍であったが、学校見学会及びオープンキャンパスの時期、回数、実施方法を工夫し、学校見学会3回、オープンキャンパス4回を実施。受験者の半数以上が学校見学会、オープンキャンパスのいずれかに参加している。今後も状況に応じた方法を検討し、受験生確保に繋げていく。</li> </ul>																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">日時</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">オープンキャンパス</td> <td rowspan="4">奈良県病院協会看護専門学校をよく知っていたため、グループに分かれ、シミュレーターによる血圧測定や正しい手洗い等の看護体験、Webによる在学生とのフリートークなど</td> <td rowspan="2">令和4年 7月31日（土）</td> <td>8:30~11:00</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>12:30~15:00</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和4年 8月27日（土）</td> <td>8:30~11:00</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>12:30~15:00</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学校見学会</td> <td rowspan="3">1. 学校紹介 *5つの魅力 *教育課程（カリキュラム） *学校生活 2. 入学試験制度 3. 奨学金制度 4. 学校内見学</td> <td>令和4年 7月 9日（土）</td> <td>10:00~12:00</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>令和4年 9月17日（土）</td> <td>10:00~12:00</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>令和4年10月15日（土）</td> <td>10:00~12:00</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>			日時		参加者数	オープンキャンパス	奈良県病院協会看護専門学校をよく知っていたため、グループに分かれ、シミュレーターによる血圧測定や正しい手洗い等の看護体験、Webによる在学生とのフリートークなど	令和4年 7月31日（土）	8:30~11:00	27	12:30~15:00	20	令和4年 8月27日（土）	8:30~11:00	16	12:30~15:00	17	学校見学会	1. 学校紹介 *5つの魅力 *教育課程（カリキュラム） *学校生活 2. 入学試験制度 3. 奨学金制度 4. 学校内見学	令和4年 7月 9日（土）	10:00~12:00	11	令和4年 9月17日（土）	10:00~12:00	15	令和4年10月15日（土）	10:00~12:00	15
		日時		参加者数																									
オープンキャンパス	奈良県病院協会看護専門学校をよく知っていたため、グループに分かれ、シミュレーターによる血圧測定や正しい手洗い等の看護体験、Webによる在学生とのフリートークなど	令和4年 7月31日（土）	8:30~11:00	27																									
			12:30~15:00	20																									
		令和4年 8月27日（土）	8:30~11:00	16																									
			12:30~15:00	17																									
学校見学会	1. 学校紹介 *5つの魅力 *教育課程（カリキュラム） *学校生活 2. 入学試験制度 3. 奨学金制度 4. 学校内見学	令和4年 7月 9日（土）	10:00~12:00	11																									
		令和4年 9月17日（土）	10:00~12:00	15																									
		令和4年10月15日（土）	10:00~12:00	15																									
																													

令和5年度	出願者	受験者	合格者	入学者	入学/合格
指定校推薦	14	14	14	14	100.0%
公募推薦	3	3	3	3	100.0%
一般・社会人(専願)	31	29	23	21	91.3%
一般	12	11	7	2	28.6%
合計	60	57	47	40	85.1%

令和4年度	出願者	受験者	合格者	入学者	入学/合格
指定校推薦	27	27	27	27	100.0%
公募推薦	5	5	3	3	100.0%
一般・社会人(専願)	35	34	14	14	100.0%
一般	7	7	3	1	33.3%
合計	74	73	47	45	95.7%

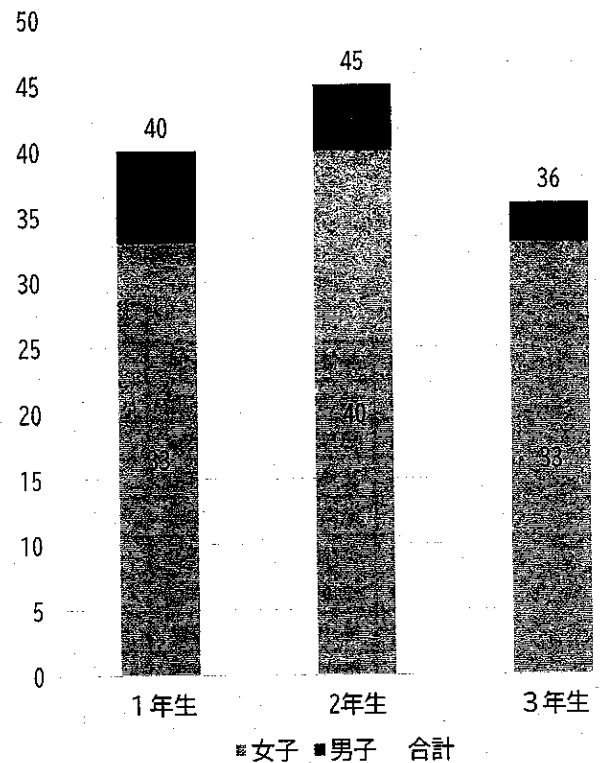
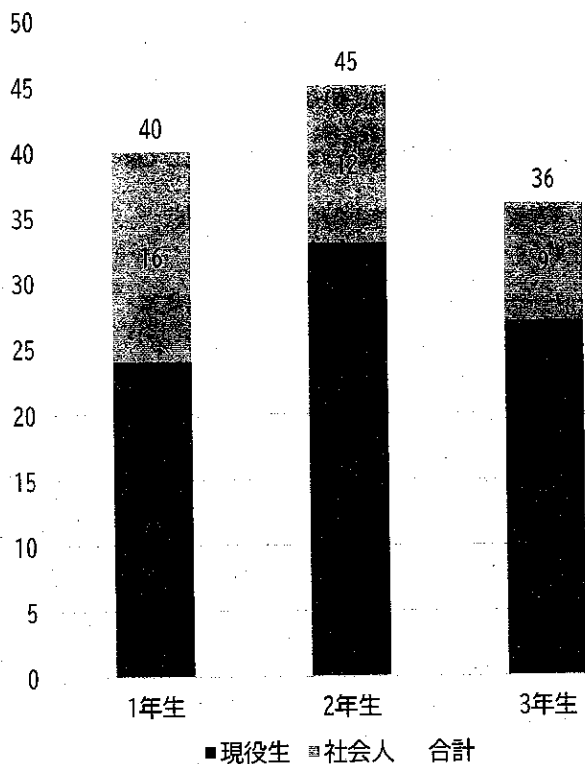
令和3年度	出願者	受験者	合格者	入学者	入学/合格
指定校推薦	19	19	19	19	100.0%
公募推薦	9	9	8	8	100.0%
一般・社会人(専願)	20	20	11	10	90.9%
一般	27	24	16	3	18.8%
合計	75	72	54	40	74.1%



学生数


R5年度 現役・社会人学生数 (4月現在)

R5年度 男子・女子学生人数 (4月現在)





項目	V 学生生活への支援	評価	4.4
----	------------	----	-----

中期目標	評価の概要と今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>学生生活へのサポートを充実し、学生の満足度が向上する</li> <li>学生生活の充実を図る</li> <li>経済的に安心して学業に専念できる</li> <li>中途退学者が減少する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断・内科健診を実施。健診後経過観察が必要な学生について、保健体育委員担当教員と学年担当者が連携しながら健康管理。</li> <li>専任カウンセラーによるカウンセリング（感染状況に応じてオンライン）を継続。各学年が利用。</li> <li>コロナ禍で中止していた火曜日から金曜日18時までの学校の開放、教員による学習サポートを再開。感染状況を見極め、できるだけ対面授業を行ったことで、単位未修得者が昨年度より減少。</li> <li>人間関係の構築の困難さが、学習の悩みを1人で抱え込んでしまい中途退学につながっていた。学校生活に適應できるよう入学前の3月に入学予定者を対象に1日入学体験を行い、友達作りの場を設定。</li> <li>学年担当による3回/年の個人面談で学習状況、生活状況を確認し、学生の相談に応じている。</li> <li>状況に応じ親子面談を行うなど保護者との連携を図っている。</li> <li>全学年を対象に「学生満足度調査」を実施（回収率71.2%）。満足度が低かった更衣室の環境改善、要望が多かったカラーコピー機を図書室に設置。</li> <li>11月の学校祭を各学年の交流会に変更するなど交流の場を設けたことで、クラスの親睦を図ることができた。</li> <li>奨学金説明会、奨学金面接会を実施。全学生の約88%が加盟病院奨学金賞与を受けている。その他、奈良県看護師修学資金、日本学生支援機構の奨学金の活用など奨学金制度は学生の経済的サポートとなっている。</li> <li>令和4年度も高等教育の修学支援新制度の対象校として指定を受けている。次年度以降も対象校として指定を受けるよう指定要件を満たしていく。</li> </ul> <p>                     ＊奈良県病院協会加盟病院の奨学金                      ＊奈良県看護師等修学資金                      ＊独立行政法人日本学生支援機構の奨学金                      ＊高等教育の修学支援新制度                 </p>  <p>加盟病院奨学金説明会（4月）</p>

項目	VI 国家試験対策	評価	4.5
----	-----------	----	-----

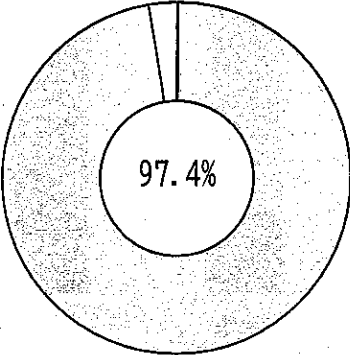
中期目標	評価の概要と今後の課題
合格率100%を達成する	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年次3月、2年次12月に低学年模試を実施し、弱点科目の克服に向け取り組んでいる。</li> <li>3年次は昨年に引き続き7回/年の模擬試験を実施。10月に中間評価を行い、特別講義を2日、卒業生による国師対策の講演を兼ねた交流会を行った。卒業生との交流会で国家試験対策だけでなく看護師として働くイメージが付き、クラス全体のモチベーションアップにつながった。</li> <li>令和4年度の看護師国家試験の結果は、卒業生（受験者）37名、うち合格者36名となった。</li> <li>学生に落ち着いて受験できるようアドバイスしていく。</li> </ul>

	受験者数	合格者数	合格率	全国平均
第14期 第103回 平成25年度	40	40	100.0%	95.2%
第15期 第104回 平成26年度	42	42	100.0%	95.5%
第16期 第105回 平成27年度	37	37	100.0%	94.9%
第17期 第106回 平成28年度	36	36	100.0%	94.3%
第18期 第107回 平成29年度	36	35	97.2%	96.3%
第19期 第108回 平成30年度	37	36	97.3%	94.7%
第20期 第109回 令和元年度	42	37	88.1%	94.7%
第21期 第110回 令和2年度	35	34	97.1%	95.4%
第22期 第111回 令和3年度	37	36	97.3%	96.5%
第23期 第112回 令和4年度	37	36	97.3%	95.5%
第14期～第23期 計	379	369	97.4%	

国家試験合格率  
(第14期～第23期)



97.4%

項目	VII 就業対策・卒業生への支援	評価	4.3
----	------------------	----	-----

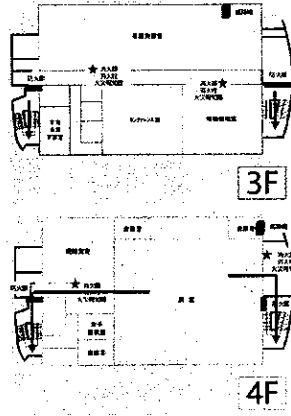
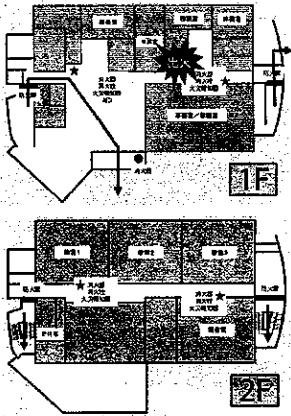
中期目標	評価の概要と今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>県内就職率が95%を下回らない</li> <li>課題を明確にしその改善策を講じることにより、就職先での卒業生の評価を高める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年4月9日奨学金説明会、4月27日奨学金面接会実施、本校学生121名のうち加盟病院奨学金貸与者は106名(4年度決定者37名)(加盟病院奨学金貸与者/本学生生徒数:元年度89.5% 2年度89.3% 3年度88.0% 4年度87.6%)</li> <li>4月の面接会以降も、加盟病院の奨学金(=将来の就職先)が決まるまで、個別相談や県内病院の情報提供を行っている。(令和4年度県内就職率100%)</li> <li>コロナ禍であったが令和4年度は、就職先3病院を訪問することができた。卒業生8名と面談し近況を知ることができた。その様子を学校HPで紹介している。今後も就職先病院と連携し、卒業後の支援を継続する。(累計17病院)</li> <li>ホームページに、卒業生への情報提供を目的とした「卒業生の窓口」を設置した。</li> <li>コロナ感染拡大に伴いホームカミングディを延期。令和5年度に20期生、21期生、23期生合同のホームカミングディを予定している。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="486 638 1029 1008" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </div> <div data-bbox="1061 638 1508 940" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">ホームカミングデイ</p> </div> </div>

項目	VIII 地域との連携	評価	4.4
----	-------------	----	-----

中期目標	評価の概要と今後の課題
<p>地域社会へ貢献するための体制を構築する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校周辺においてボランティア活動を実施。</li> <li>奈良県看護協会、福祉協議会等主催の各種研修の講師協力を行った。</li> <li>奈良県防災総合訓練に2年生37名参加。DMAT近畿ブロック研修に3年生38名参加。</li> <li>防災訓練の実施。(5月2日)</li> <li>献血活動に参加。32名</li> <li>県内高校から、1年生、2年生を対象に出前講義の依頼を受け、講義を行った(令和3年度 9高校 令和4年度 8校)。看護師の仕事を理解してもらい、看護職への興味・関心を得る機会となった。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="518 1747 813 1971" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">ボランティア活動</p> </div> <div data-bbox="869 1747 1165 1971" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">奈良県防災総合訓練</p> </div> <div data-bbox="1212 1747 1508 1971" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">献血活動</p> </div> </div>

令和4年5月2日（月） 9:00~12:00

1. 4階講堂にて2年生、3年生の学生全員が参加し、橿原消防署の協力で救命救急講習を実施
2. 校舎1階「湯沸室」から出火したとの想定で避難訓練  
1年生（44名）、2年生（33名）、3年生（38名）  
教職員（15名）
3. 消火訓練



令和4年度 学校評価の概要と今後の課題

項目	IX 学校経営	評価	4.4
----	---------	----	-----

中期目標	評価の概要と今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 計画的に学校運営を行い地域医療に貢献できる、さらに質の高い教育を目指す</li> <li>• 地域社会の要請に対応した、特色ある学校づくりを行う</li> <li>• 災害など非常時の危機管理体制を整備する</li> <li>• 安定的な財務状況を維持する</li> <li>• 情報発信力を高め、本校の認知度やブランドイメージを向上させる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和3年1月に、目標年次を令和4年度とし、計画期間を3年間（令和2年度～4年度）とする中期目標・中期計画を策定し、それに基づく学校運営を行っている。</li> <li>• 教育理念・目標の点検・見直しを行うとともに、看護師養成所指定規則の改正に伴うカリキュラム改正に合わせて学校独自のカラーを反映させる教育課程の見直しを行った。</li> <li>• 過疎地域（天川村・川上村）実習を実施。社会福祉協議会の協力を得て、シルバーボランティアの活動に参加。</li> <li>• 領域別で専任教員の充足ができています。</li> <li>• 感染対策マニュアルの作成、感染予防策の徹底等で校内の感染者発生を防いでいる。</li> <li>• 随時、学生・教職員の連絡網を確認している。学生電話連絡網に加え電子メールや学年ホームページを開設し、緊急時の連絡体制を整えている。</li> <li>• 感染事故にも対応した総合補償制度の加入（学生・教職員）を継続している。</li> <li>• 令和5年1月に本校の危機管理マニュアル及び学校安全計画を策定した。</li> <li>• 予算について、奈良県病院協会の総会において承認された後、事業執行している。学校の施設設備や備品購入、図書購入、研修参加などの要望を全職員に提出してもらい、事業に反映している。</li> <li>• 引続き入学定員充足率100%を確保した。県補助金についても、看護師等養成所補助金を満額確保するとともに、新たにICT等整備補助金の交付を受けた。この他、福祉医療機構の低利融資の活用、電力償などの安全で有利な資産の運用管理なども行い、安定的な財務状況を維持している。</li> <li>• 引き続き経費節減や業務効率化の努力を行い、前年度に比較して消耗品費などの管理的経費が減少している。</li> <li>• ホームページは、奈良県病院協会ホームページからもアクセスでき、卒業生や受験者、高校関係者等が求める情報も掲載している。令和3年10月に、ホームページのインドアビューのページにオリジナルパノラマを導入した。学校見学会オープンキャンパス、戴帽式など学校行事等に合わせ、月1～2回のペースで定期的に更新している。令和5年3月に本校の行事等を紹介する動画を作成し公表した。常に新しい情報発信に努め、本校の魅力や教育内容等を幅広くPRし、受験者数の増加にもつなげる。</li> </ul>

1年次 40名 (10名×2班×2村)

① 令和4年9月27日・28日

② 令和4年10月4日・5日

実習地：天川村・川上村

◎ 目的

▶ 地域に暮らす人々の生活と生業を見学・体験することで、暮らしを身近なものとして捉えながら健康、環境、看護へと発展させる。

◎ 内容

▶ 複数の役割を担うコミュニティナースの横断的な活動に同行し、暮らしの場における看護活動（健康づくりから地域づくりまで）を学ぶ。



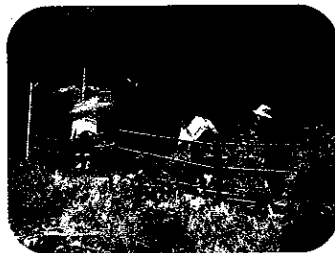
住民とのふれあい



住民とのふれあい



かまど体験



買い物支援



買い物支援



陀羅尼助工場

■ 情報発信

奈良県病院協会看護専門学校

0744-25-7374  
25E-mail

2023.12.18 12:12

2023.12.27 12:12

2023.12.17 12:12

2023.12.16 12:12

2023.12.15 12:12

2023.12.14 12:12

2023.12.13 12:12

2023.12.12 12:12

2023.12.11 12:12

2023.12.10 12:12

2023.12.09 12:12

2023.12.08 12:12

2023.12.07 12:12

2023.12.06 12:12

2023.12.05 12:12

2023.12.04 12:12

2023.12.03 12:12

2023.12.02 12:12

2023.12.01 12:12

2023.11.30 12:12

2023.11.29 12:12

2023.11.28 12:12

2023.11.27 12:12

2023.11.26 12:12

2023.11.25 12:12

2023.11.24 12:12

2023.11.23 12:12

2023.11.22 12:12

2023.11.21 12:12

2023.11.20 12:12

2023.11.19 12:12

2023.11.18 12:12

2023.11.17 12:12

2023.11.16 12:12

2023.11.15 12:12

2023.11.14 12:12

2023.11.13 12:12

2023.11.12 12:12

2023.11.11 12:12

2023.11.10 12:12

2023.11.09 12:12

2023.11.08 12:12

2023.11.07 12:12

2023.11.06 12:12

2023.11.05 12:12

2023.11.04 12:12

2023.11.03 12:12

2023.11.02 12:12

2023.11.01 12:12

2023.10.31 12:12

2023.10.30 12:12

2023.10.29 12:12

2023.10.28 12:12

2023.10.27 12:12

2023.10.26 12:12

2023.10.25 12:12

2023.10.24 12:12

2023.10.23 12:12

2023.10.22 12:12

2023.10.21 12:12

2023.10.20 12:12

2023.10.19 12:12

2023.10.18 12:12

2023.10.17 12:12

2023.10.16 12:12

2023.10.15 12:12

2023.10.14 12:12

2023.10.13 12:12

2023.10.12 12:12

2023.10.11 12:12

2023.10.10 12:12

2023.10.09 12:12

2023.10.08 12:12

2023.10.07 12:12

2023.10.06 12:12

2023.10.05 12:12

2023.10.04 12:12

2023.10.03 12:12

2023.10.02 12:12

2023.10.01 12:12

2023.09.30 12:12

2023.09.29 12:12

2023.09.28 12:12

2023.09.27 12:12

2023.09.26 12:12

2023.09.25 12:12

2023.09.24 12:12

2023.09.23 12:12

2023.09.22 12:12

2023.09.21 12:12

2023.09.20 12:12

2023.09.19 12:12

2023.09.18 12:12

2023.09.17 12:12

2023.09.16 12:12

2023.09.15 12:12

2023.09.14 12:12

2023.09.13 12:12

2023.09.12 12:12

2023.09.11 12:12

2023.09.10 12:12

2023.09.09 12:12

2023.09.08 12:12

2023.09.07 12:12

2023.09.06 12:12

2023.09.05 12:12

2023.09.04 12:12

2023.09.03 12:12

2023.09.02 12:12

2023.09.01 12:12

2023.08.31 12:12

2023.08.30 12:12

2023.08.29 12:12

2023.08.28 12:12

2023.08.27 12:12

2023.08.26 12:12

2023.08.25 12:12

2023.08.24 12:12

2023.08.23 12:12

2023.08.22 12:12

2023.08.21 12:12

2023.08.20 12:12

2023.08.19 12:12

2023.08.18 12:12

2023.08.17 12:12

2023.08.16 12:12

2023.08.15 12:12

2023.08.14 12:12

2023.08.13 12:12

2023.08.12 12:12

2023.08.11 12:12

2023.08.10 12:12

2023.08.09 12:12

2023.08.08 12:12

2023.08.07 12:12

2023.08.06 12:12

2023.08.05 12:12

2023.08.04 12:12

2023.08.03 12:12

2023.08.02 12:12

2023.08.01 12:12

2023.07.31 12:12

2023.07.30 12:12

2023.07.29 12:12

2023.07.28 12:12

2023.07.27 12:12

2023.07.26 12:12

2023.07.25 12:12

2023.07.24 12:12

2023.07.23 12:12

2023.07.22 12:12

2023.07.21 12:12

2023.07.20 12:12

2023.07.19 12:12

2023.07.18 12:12

2023.07.17 12:12

2023.07.16 12:12

2023.07.15 12:12

2023.07.14 12:12

2023.07.13 12:12

2023.07.12 12:12

2023.07.11 12:12

2023.07.10 12:12

2023.07.09 12:12

2023.07.08 12:12

2023.07.07 12:12

2023.07.06 12:12

2023.07.05 12:12

2023.07.04 12:12

2023.07.03 12:12

2023.07.02 12:12

2023.07.01 12:12

2023.06.30 12:12

2023.06.29 12:12

2023.06.28 12:12

2023.06.27 12:12

2023.06.26 12:12

2023.06.25 12:12

2023.06.24 12:12

2023.06.23 12:12

2023.06.22 12:12

2023.06.21 12:12

2023.06.20 12:12

2023.06.19 12:12

2023.06.18 12:12

2023.06.17 12:12

2023.06.16 12:12

2023.06.15 12:12

2023.06.14 12:12

2023.06.13 12:12

2023.06.12 12:12

2023.06.11 12:12

2023.06.10 12:12

2023.06.09 12:12

2023.06.08 12:12

2023.06.07 12:12

2023.06.06 12:12

2023.06.05 12:12

2023.06.04 12:12

2023.06.03 12:12

2023.06.02 12:12

2023.06.01 12:12

2023.05.31 12:12

2023.05.30 12:12

2023.05.29 12:12

2023.05.28 12:12

2023.05.27 12:12

2023.05.26 12:12

2023.05.25 12:12

2023.05.24 12:12

2023.05.23 12:12

2023.05.22 12:12

2023.05.21 12:12

2023.05.20 12:12

2023.05.19 12:12

2023.05.18 12:12

2023.05.17 12:12

2023.05.16 12:12

2023.05.15 12:12

2023.05.14 12:12

2023.05.13 12:12

2023.05.12 12:12

2023.05.11 12:12

2023.05.10 12:12

2023.05.09 12:12

2023.05.08 12:12

2023.05.07 12:12

2023.05.06 12:12

2023.05.05 12:12

2023.05.04 12:12

2023.05.03 12:12

2023.05.02 12:12

2023.05.01 12:12

2023.04.30 12:12

2023.04.29 12:12

2023.04.28 12:12

2023.04.27 12:12

2023.04.26 12:12

2023.04.25 12:12

2023.04.24 12:12

2023.04.23 12:12

2023.04.22 12:12

2023.04.21 12:12

2023.04.20 12:12

2023.04.19 12:12

2023.04.18 12:12

2023.04.17 12:12

2023.04.16 12:12

2023.04.15 12:12

2023.04.14 12:12

2023.04.13 12:12

2023.04.12 12:12

2023.04.11 12:12

2023.04.10 12:12

2023.04.09 12:12

2023.04.08 12:12

2023.04.07 12:12

2023.04.06 12:12

2023.04.05 12:12

2023.04.04 12:12

2023.04.03 12:12

2023.04.02 12:12

2023.04.01 12:12

2023.03.31 12:12

2023.03.30 12:12

2023.03.29 12:12

2023.03.28 12:12

2023.03.27 12:12

2023.03.26 12:12

2023.03.25 12:12

2023.03.24 12:12

2023.03.23 12:12

2023.03.22 12:12

2023.03.21 12:12

2023.03.20 12:12

2023.03.19 12:12

2023.03.18 12:12

2023.03.17 12:12

2023.03.16 12:12

2023.03.15 12:12

2023.03.14 12:12

2023.03.13 12:12

2023.03.12 12:12

2023.03.11 12:12

2023.03.10 12:12

2023.03.09 12:12

2023.03.08 12:12

2023.03.07 12:12

2023.03.06 12:12

2023.03.05 12:12

2023.03.04 12:12

2023.03.03 12:12

2023.03.02 12:12

2023.03.01 12:12

2023.02.28 12:12

2023.02.27 12:12

2023.02.26 12:12

2023.02.25 12:12

2023.02.24 12:12

2023.02.23 12:12

2023.02.22 12:12

2023.02.21 12:12

2023.02.20 12:12

2023.02.19 12:12

2023.02.18 12:12

2023.02.17 12:12

2023.02.16 12:12

2023.02.15 12:12

2023.02.14 12:12

2023.02.13 12:12

2023.02.12 12:12

2023.02.11 12:12

2023.02.10 12:12

2023.02.09 12:12

2023.02.08 12:12

2023.02.07 12:12

2023.02.06 12:12

2023.02.05 12:12

2023.02.04 12:12

2023.02.03 12:12

2023.02.02 12:12

2023.02.01 12:12

2023.01.31 12:12

2023.01.30 12:12

2023.01.29 12:12

2023.01.28 12:12

2023.01.27 12:12

2023.01.26 12:12

2023.01.25 12:12

2023.01.24 12:12

2023.01.23 12:12

2023.01.22 12:12

2023.01.21 12:12

2023.01.20 12:12

2023.01.19 12:12

2023.01.18 12:12

2023.01.17 12:12

2023.01.16 12:12

2023.01.15 12:12

2023.01.14 12:12

2023.01.13 12:12

2023.01.12 12:12

2023.01.11 12:12

2023.01.10 12:12

2023.01.09 12:12

2023.01.08 12:12

2023.01.07 12:12

2023.01.06 12:12

2023.01.05 12:12

2023.01.04 12:12

2023.01.03 12:12

2023.01.02 12:12

2023.01.01 12:12

2022.12.31 12:12

2022.12.30 12:12

2022.12.29 12:12

2022.12.28 12:12

2022.12.27 12:12

2022.12.26 12:12

2022.12.25 12:12

2022.12.24 12:12

2022.12.23 12:12

2022.12.22 12:12

2022.12.21 12:12

2022.12.20 12:12

2022.12.19 12:12

2022.12.18 12:12

2022.12.17 12:12

2022.12.16 12:12

2022.12.15 12:12

2022.12.14 12:12

2022.12.13 12:12

2022.12.12 12:12

2022.12.11 12:12

2022.12.10 12:12

2022.12.09 12:12

2022.12.08 12:12

2022.12.07 12:12

2022.12.06 12:12

2022.12.05 12:12

2022.12.04 12:12

2022.12.03 12:12

2022.12.02 12:12

2022.12.01 12:12

2022.11.30 12:12

2022.11.29 12:12

2022.11.28 12:12

2022.11.27 12:12

2022.11.26 12:12

2022.11.25 12:12

2022.11.24 12:12

2022.11.23 12:12

2022.11.22 12:12

2022.11.21 12:12

2022.11.20 12:12

2022.11.19 12:12

2022.11.18 12:12

2022.11.17 12:12

2022.11.16 12:12

2022.11.15 12:12

2022.11.14 12:12

2022.11.13 12:12

2022.11.12 12:12

2022.11.11 12:12

2022.11.10 12:12

2022.11.09 12:12

2022.11.08 12:12

2022.11.07 12:12

2022.11.06 12:12

2022.11.05 12:12

2022.11.04 12:12

2022.11.03 12:12

2022.11.02 12:12

2022.11.01 12:12

2022.10.31 12:12

2022.10.30 12:12

2022.10.29 12:12

2022.10.28 12:12

2022.10.27 12:12

2022.10.26 12:12

2022.10.25 12:12

2022.10.24 12:12

2022.10.23 12:12

2022.10.22 12:12

2022.10.21 12:12

2022.10.20 12:12

2022.10.19 12:12

2022.10.18 12:12

2022.10.17 12:12

2022.10.16 12:12

2022.10.15 12:12

2022.10.14 12:12

2022.10.13 12:12

2022.10.12 12:12

2022.10.11 12:12

2022.10.10 12:12

2022.10.09 12:12

2022.10.08 12:12

2022.10.07 12:12

2022.10.06 12:12

2022.10.05 12:12

2022.10.04 12:12

2022.10.03 12:12

2022.10.02 12:12

2022.10.01 12:12

2022.09.30 12:12

2022.09.29 12:12

2022.09.28 12:12

2022.09.27 12:12

2022.09.26 12:12

2022.09.25 12:12

2022.09.24 12:12

2022.09.23 12:12

2022.09.22 12:12

2022.09.21 12:12

2022.09.20 12:12

2022.09.19 12:12

2022.09.18 12:12

2022.09.17 12:12

2022.09.16 12:12

2022.09.15 12:12

2022.09.14 12:12

2022.09.13 12:12

2022.09.12 12:12

2022.09.11 12:12

2022.09.10 12:12

2022.09.09 12:12

2022.09.08 12:12

2022.09.07 12:12

2022.09.06 12:12

2022.09.05 12:12

2022.09.04 12:12

2022.09.03 12:12

2022.09.02 12:12

2022.09.01 12:12

2022.08.31 12:12

2022.08.30 12:12

2022.08.29 12:12

2022.08.28 12:12

2022.08.27 12:12

2022.08.26 12:12

2022.08.25 12:12

2022.08.24 12:12

2022.08.23 12:12

2022.08.22 12:12

2022.08.21 12:12

2022.08.20 12:12

2022.08.19 12:12

2022.08.18 12:12

2022.08.17 12:12

2022.08.16 12:12

2022.08.15 12:12

2022.08.14 12:12

2022.08.13 12:12

2022.08.12 12:12

2022.08.11 12:12

2022.08.10 12:12

2022.08.09 12:12

2022.08.08 12:12

2022.08.07 12:12

2022.08.06 12:12

2022.08.05 12:12

2022.08.04 12:12

2022.08.03 12:12

2022.08.02 12:12

2022.08.01

令和4年度収支計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科目	予算額	決算額	増減額	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 入会金収入				
入会金収入	0	0	0	
入会金収入計	0	0	0	
② 会費収入				
正会員会費収入	13,770,000	13,620,000	150,000	74病院
事務長会費収入	870,000	860,000	10,000	86人
会費収入計	14,640,000	14,480,000	160,000	
③ 事業収入				
入学金収入	6,000,000	6,750,000	△ 750,000	150,000円*45人
授業料収入	79,200,000	79,860,000	△ 660,000	年額660,000円 前期330,000*121人+後期330,000*121人
実習費収入	12,000,000	12,200,000	△ 200,000	年額100,000円*122人
入学検定料収入	1,400,000	1,200,000	200,000	20,000円*60人
施設設備整備協力金収入	26,000,000	29,250,000	△ 3,250,000	施設設備協力費500,000円*45人 入学金150,000円*45人
受取委託料収入	134,060,000	250,387,393	△ 96,327,393	医療勤務環境改善(国)6,321,779円、医療勤務環境改善(県)1,890,000円 新型コロナ宿泊療養施設医師・看護師派遣(県)222,175,614円
事業収入計	258,660,000	359,647,393	△ 100,987,393	
④ 補助金等収入				
地方公共団体補助金収入	18,390,000	18,398,000	△ 8,000	奈良県看護士等養成所運営費補助金
その他補助金収入等収入	0	95,040	△ 95,040	奈良県授業目的公衆送信補償金補助金
補助金等収入計	18,390,000	18,493,040	△ 103,040	
⑤ 受取負担金収入				
受取負担金収入	1,830,000	360,000	1,470,000	協会ホームページバナー広告料120,000*3社
負担金収入計	1,830,000	360,000	1,470,000	
⑥ 雑収入				
受取利息収入	253,000	245,353	7,647	
雑収入	1,020,000	3,203,886	△ 2,183,886	奈良県日本病院会支部325,207円、日本医療法人協会23,636円 消費税込差額1,177,238円、雑収入4,836円 自販機電気代2,413円、再診料・証明手数料その他612,470円 冬季メンテナンス料約290,000円、専任教員資格取得経費返金768,086円
雑収入計	1,273,000	3,449,239	△ 2,176,239	
事業活動収入計	294,793,000	396,429,672	△ 101,636,672	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出				
円滑な病院の管理運営事業	6,560,000	4,253,871	2,306,129	
給料手当支出	1,830,000	1,715,621	114,379	事業経課(従事割合)
法定福利費支出	310,000	267,242	42,758	事業経課(従事割合)
旅費交通費支出	260,000	63,408	196,592	
通信運搬費支出	100,000	24,728	75,272	
消耗品費支出	50,000	12,275	37,725	
印刷製本費支出	350,000	373,600	△ 23,600	
光熱水料費支出	150,000	186,785	△ 36,785	事業経課(使用割合)
賃借料支出	340,000	77,882	262,118	
諸謝金支出			0	
租税公課支出		204,995	△ 204,995	
支払負担金支出	100,000	100,000	0	近所連年会費
支払委託料支出	0	120,000	△ 120,000	
講師謝金支出	570,000	384,522	185,478	
会議費支出	2,430,000	653,958	1,776,042	学術講演会会場設備使用料、近所連事務委員会会場設備使用料、事業経課(従事割合)
手数料支出	60,000	44,201	15,799	
雑費支出	10,000	24,654	△ 14,654	
地域医療等対策事業	3,170,000	1,968,841	1,201,159	
給料手当支出	920,000	857,810	62,190	事業経課(従事割合)
法定福利費支出	150,000	133,822	16,178	事業経課(従事割合)
旅費交通費支出	110,000		110,000	
通信運搬費支出	120,000		120,000	
消耗品費支出	60,000	15,598	44,402	
印刷製本費支出	150,000		150,000	
広報費支出	630,000	443,643	186,357	協会ホームページ保守料、宿日直許可事例報告HP改修
光熱水料費支出	150,000	186,786	△ 36,786	事業経課(使用割合)
賃借料支出	260,000	66,045	193,955	
諸謝金支出	130,000	83,886	46,114	
租税公課支出		92,759	△ 92,759	
支払委託料支出	40,000		40,000	
講師謝金支出	230,000		230,000	
会議費支出	150,000	45,590	104,410	
手数料支出	50,000	43,102	6,898	
雑費支出	20,000		20,000	

科目	予算額	決算額	増減額	備 考
その他事業（看護専門学校運営）	122,900,000	119,425,192	3,474,808	
給料手当支出	60,090,000	49,852,346	10,147,654	教職員11名分
臨時雇賃金支出	8,500,000	11,933,361	△ 3,433,361	実習指導等臨時的雇用職員
報酬支出	560,000	440,908	119,092	
退職給付支出		10,112,700	△ 10,112,700	
福利厚生費支出	150,000	83,928	66,072	
法定福利費支出	11,000,000	9,653,954	1,346,066	社会保険料等
旅費交通費支出	3,000,000	1,472,245	1,527,755	実習指導、非常勤講師等旅費等
通信運搬費支出	800,000	594,150	205,850	
消耗什器備品費支出	400,000	374,780	25,220	
消耗品費支出	700,000	616,470	83,530	
修繕費支出	2,000,000	308,756	1,691,244	南側ブロック修繕、昇降機部品交換等
印刷製本費支出	860,000	428,500	431,500	
光熱水料費支出	2,370,000	2,801,790	△ 431,790	事業試験（使用割合）
賃借料支出	6,000,000	5,913,556	86,444	土地賃借料等
保険料支出	400,000	401,800	△ 1,800	火災保険、教職員総合保険
租税公課支出		3,064,013	△ 3,064,013	
支払負担金支出	160,000	70,000	90,000	日本看護学校協会の負担金
委託料支出	3,000,000	2,382,569	617,431	機械整備、エレベータ保守、ごみ回収等
実習費支出	2,200,000	2,860,628	△ 660,628	学生健康診断料、へき地実習用バス貸切等
実習施設謝金支出	2,630,000	1,269,817	1,360,183	実習10施設謝金
学生用教材支出	600,000	243,924	356,076	
学校用教材支出	3,700,000	3,001,580	698,420	情報処理室パソコンリース料等
教材備品費支出	2,340,000	1,859,898	480,102	
図書購入費支出	800,000	779,893	20,107	
式典費支出	600,000	499,931	100,069	
研修費支出	1,000,000	570,845	429,155	教員研修参加費等
講師謝金支出	7,800,000	6,370,908	1,429,092	外部講師料
会議費支出	230,000	121,679	108,321	
手数料支出	800,000	837,957	△ 37,957	
報奨費支出			0	
功労金支出		200,000		
雑費支出	300,000	302,326	△ 2,326	
貸倒償却		0	0	
その他事業（整備事業）	100,000	87,436	12,564	
租税公課支出		80		
手数料支出	10,000	800	9,200	
支払利息支出	90,000	86,556	3,444	福祉医療機構
その他事業（支援センター）	9,700,000	8,231,103	1,468,897	
給料手当支出	850,000	1,391,377	△ 541,377	事業試験（従事割合）
報酬支出	60,000	76,300	△ 16,300	
法定福利費支出	140,000	229,255	△ 89,255	事業試験（従事割合）
旅費交通費支出	730,000	433,927	296,073	アドバイザー費用
通信運搬費支出	320,000	110,137	209,863	
消耗品費支出	140,000	156,818	△ 16,818	
印刷製本費支出	340,000	9,751	330,249	
光熱水料費支出	50,000	22,015	27,985	事業試験（使用割合）
賃借料支出	420,000	134,949	285,051	研修会会場使用料等
講師謝金支出	6,260,000	5,412,362	847,638	アドバイザー費用
租税公課支出		227,746	△ 227,746	
講師謝金支出	360,000	23,636	336,364	
会議費支出	10,000		10,000	
手数料支出	10,000	2,800	7,200	
雑費支出	10,000		10,000	
その他事業（新型コロナ療養施設医師確保事業）	124,360,000	213,325,730	△ 88,965,730	
給料手当支出			0	
報酬支出			0	
法定福利費支出			0	
旅費交通費支出			0	
通信運搬費支出	900,000	343,531	556,469	資料送付費用等
消耗品費支出	240,000	365,990	△ 125,990	
印刷製本費支出			0	
光熱水料費支出			0	
賃借料支出			0	
講師謝金支出	122,860,000	212,428,209	△ 89,568,209	新型コロナ感染症療養施設医師派遣手当
講師謝金支出			0	
会議費支出			0	
手数料支出	360,000	188,000	172,000	
雑費支出			0	
事業費支出計	268,790,000	347,292,173	△ 80,502,173	
② 管理費支出				
給料手当支出	6,350,000	6,004,669	345,331	職員2名分
退職給付支出		1,205,000	△ 1,205,000	
福利厚生費支出	20,000	13,034	6,966	
法定福利費支出	1,020,000	935,351	84,649	社会保険料等

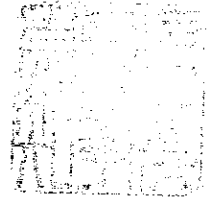
科目	予算額	決算額	増減額	備考
旅費交通費支出	150,000	131,709	18,291	
通信運搬費支出	790,000	526,877	261,123	
消耗什器備品支出		31,500	△ 31,500	
消耗品費支出	280,000	355,170	△ 75,170	
修繕費支出	10,000		10,000	
印刷製本費支出	310,000	317,800	△ 7,800	
広報費支出	60,000	44,683	15,317	新聞広告等
光熱水料費支出	480,000	560,357	△ 80,357	事業稼働（使用割合）
賃借料支出	730,000	567,014	162,986	パソコンリース料等
保険料支出	140,000	130,500	9,500	教職員総合保険、会社役員賠償責任保険
租税公課支出		349,494	△ 349,494	
諸謝金支出			0	
支払負担金支出	90,000	61,800	8,200	社会保険協会年会費等負担金
研修費支出	30,000	30,374	△ 374	
委託費支出		20,000	△ 20,000	
会議費支出	430,000	364,730	65,270	総会、理事会等経費
交際費支出	20,000		20,000	
手数料支出	360,000	328,810	31,190	会計事務所顧問料等
雑費支出	30,000	18,183	11,817	
予備費支出	10,000	0	10,000	
管理費支出計	11,310,000	12,019,055	△ 709,055	
事業活動支出計	278,100,000	309,311,228	△ 81,211,228	
3. 事業活動収支差額	16,693,000	37,118,444	△ 20,425,444	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
① その他の収入				
地方公共団体設備整備費補助金収入	0	0	0	
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
① 固定資産取得支出				
什器備品購入支出	1,000,000	687,400	312,600	小児実習用モデル人形、洗髪車
建物附属設備購入支出		0	0	
固定資産取得支出計	1,000,000	687,400	312,600	
② その他の支出				
有価証券償還差額支出		0	0	
その他の支出計	0	0	0	
投資活動支出計	1,000,000	687,400	312,600	
3. 投資活動収支差額	△ 1,000,000	△ 687,400	△ 312,600	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
① 借入金収入				
長期借入金収入	0	0	0	
借入金収入計	0	0	0	
② その他の財務活動収入				
他会計貸付金回収収入		10,000	△ 10,000	
他会計借入金収入		468,063,733	△ 468,063,733	
その他の財務活動収入計	0	468,073,733	△ 468,073,733	
財務活動収入計	0	468,073,733	△ 468,073,733	
2. 財務活動支出				
① 借入金返済支出				
短期借入金返済支出	4,130,000	4,128,000	2,000	福祉医療機構
借入金返済支出計	4,130,000	4,128,000	2,000	
② その他の財務活動支出				
他会計借入金返済支出	0	10,000	△ 10,000	
他会計貸付金支出	0	468,063,733	△ 468,063,733	
その他の財務活動支出計	0	468,073,733	△ 468,073,733	
財務活動支出計	4,130,000	472,201,733	△ 468,071,733	
3. 財務活動収支差額	△ 4,130,000	△ 4,128,000	△ 2,000	
当期収支差額	11,563,000	32,303,044	△ 20,740,044	
前期繰越収支差額	159,388,511	183,938,030	△ 24,549,519	
次期繰越収支差額	170,951,511	216,241,074	△ 45,289,563	

奈良県指令医管第406号

平成25年3月19日

社団法人奈良県病院協会  
会長 今川 敦史 様

奈良県知事 荒井 正 吾



認可書

平成24年11月30日付け申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第45条の規定に基づき、別紙のとおり  
の一般社団法人として認可する。



1. 法人コード：A010567
2. 法人の名称：社団法人奈良県病院協会
3. 認可を受けた後の法人の名称：一般社団法人奈良県病院協会
4. 代表者の氏名：今川 敦史
5. 主たる事務所の所在場所  
奈良県橿原市大久保町454番地の10
6. 公益目的支出計画の作成の要否：要
7. 旧主務官庁の名称：奈良県知事